

# 第1回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会次第

開催日時 平成28年10月25日午前10時～

開催場所 湖北広域行政事務センター

工場棟3階 研修室

## 1. 開会

## 2. 委員の委嘱式

## 3. 管理者あいさつ

## 4. 委員及び事務局の自己紹介

- ・湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会名簿【資料1】

## 5. 議題

### (1) 委員長、副委員長の選出について

### (2) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例について【資料2】

### (3) 会議の公開等について

- ・会議の公開について【資料3】

湖北広域行政事務センター情報公開条例（抜粋）【資料4】

長浜市附属機関等の会議の公開等に関する要綱（抜粋）【資料4】

会議の傍聴要領【資料5】

委員会の公開・非公開とスケジュール（案）【資料6】

### (4) 新施設建設候補地選定について

- ・湖北広域行政事務センター施設の現状と今までの経緯

湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針【別冊子】

- ・湖北広域行政事務センター新施設建設用地公募要項【資料7】

### (5) 選定委員会の役割、審議事項について

- ・全体スケジュール【資料8】
- ・建設候補地選定のスケジュール【資料9】
- ・委員の排斥と補充について【資料10】

### (6) その他

- ・次回以降の開催日程調整の方法について

## 6. 閉会

## 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会名簿

## 【委員】

(敬称略・順不同)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
1号委員 (5名)	金谷 健	滋賀県立大学 環境科学部 教授
	及川 清昭	立命館大学 理工学部 教授
	鈴木 康夫	滋賀大学 経済学部 教授
	武田 信生	京都大学 名誉教授
	竹内 寛	おうみ法律事務所 代表弁護士
2号委員 (4名)	橋本 良弘	長浜市第2連合自治会 会長
	喜田 和男	米原市自治会連絡協議会 会長
	富永 国男	公募委員
	熊谷 定義	公募委員
3号委員 (3名)	青山 誠司	滋賀県湖北環境事務所 所長
	寺村 治彦	長浜市 市民生活部 部長
	山田 英喜	米原市 経済環境部 部長

## 【事務局】

氏 名	所 属 ・ 役 職
八上 弥一郎	湖北広域行政事務センター 事務局長
辻井 直人	湖北広域行政事務センター 施設整備課 課長
樋口 智博	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主幹
岡 広巳	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主査
勝木 勇介	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主事

## 【湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ株式会社

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）で計画している新施設建設候補地（以下「候補地」という。）を選定するため、新施設建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、管理者の諮問に応じて次に掲げる事項を所掌し、その検討結果を管理者に報告するものとする。

- (1) 各応募者に対する応募条件及び資格判定基準の確認に関すること。
- (2) 評価項目、評価基準に関すること。
- (3) 建設候補地の評価、選定に関すること。
- (4) その他建設候補地選定にかかる必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、新施設建設候補地選定委員（以下「委員」という。）12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちからセンター管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の事項が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人および副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の運営及び庶務は、施設整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の任期が終了した日限り、その効力を失う。

(会議の召集の特例)

3 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が召集する。

(湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年3月15日条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会の委員の項の次に次のように加える。

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の委員	識見を有する委員	
	日額 7, 100円	
	その他の委員	
	日額 4, 400円	

## 会議の公開について

湖北広域行政事務センター情報公開条例（平成17年湖北広域行政事務センター条例第9号）第26条に定める附属機関等の会議の公開については、附属機関等の会議の公開等に関する要綱（平成18年長浜市告示第7号）第3条第1項に基づいて下記のとおりとする。

### 記

#### 1 基本方針

- ① 委員会は公開を原則とする。
- ② 湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当する情報を取り扱う場合、または会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生ずると認められる場合は、会議を非公開とする。

#### 2 運用基準

- ① 公開・非公開は個々の審議内容に即して判断する。
- ② 会議録は公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっては、委員長は会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。  
（プライバシー・個人名に関する箇所は削除する）

#### 3 傍聴定員

40名とする。

#### 4 会議録記載事項

- ① 会議開催日時および場所
- ② 出席した委員の氏名
- ③ 会議の概要

会議録の公開は、センターのホームページに掲載することにより行うものとする。

#### 5 会議の傍聴要領

別紙のとおりとする。

## 会議の公開等について

湖北広域行政事務センター情報公開条例（抜粋）

（附属機関等の会議の公開）

第26条 実施機関に置く附属機関は、法令等の規定により公開することができないとされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するよう努めるものとする。

附属機関等の会議の公開等に関する要綱（長浜市：抜粋）

（公開又は非公開の決定について）

第3条 附属機関の会議は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。

## 会議の傍聴要領

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴される場合の手続き

- (1) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の会議を傍聴される方は、会議の開催予定時刻までに、会議の会場受付にて住所氏名を記入し、傍聴の受付を行ってください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。
- (3) 傍聴受付を済ませた方は、職員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

### 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は静かに傍聴すること。
- (2) むやみに離席せず、会議で発言しないこと。
- (3) 拍手その他の方法により、賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (4) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (5) 会議の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (7) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外に退席すること。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では職員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席しなければならない。

### 4 その他

不明な点があれば、職員にお問い合わせください。

## 新施設建設候補地選定委員会の公開・非公開とスケジュール（案）

年度	開催回数	主な内容	開催時期	公開・非公開	
28年度	1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の委嘱式、委員紹介（顔合わせ）</li> <li>新施設建設候補地選定について</li> <li>選定委員会の役割、審議事項について</li> </ul>	10月25日	公開	
	2回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格判定基準項目の検討</li> <li>相対比較項目、評価基準等の検討</li> </ul>	11月末頃	公開	
	3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格判定基準の確認（管内の地形、ライフライン等）</li> </ul>	12月中頃	公開	
	4回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>相対比較項目、評価基準等の検討</li> <li>各項目の重み付け（点数配分）の検討</li> </ul>	1月末頃	公開	
	5回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各項目の重み付け（点数配分）の検討</li> </ul>	2月末頃	公開	
	3月21日（火）公募締め切り				
	6回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各応募用地の資格判定</li> </ul>	3月末	非公開	
29年度	7回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地選定評価</li> </ul>	4月中旬	非公開	
	8回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地選定評価</li> </ul>	5月中旬	非公開	
	9回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>総評および評価結果</li> <li>選定評価結果報告書作成</li> </ul>	5月末	非公開	

1. センター施設の現況

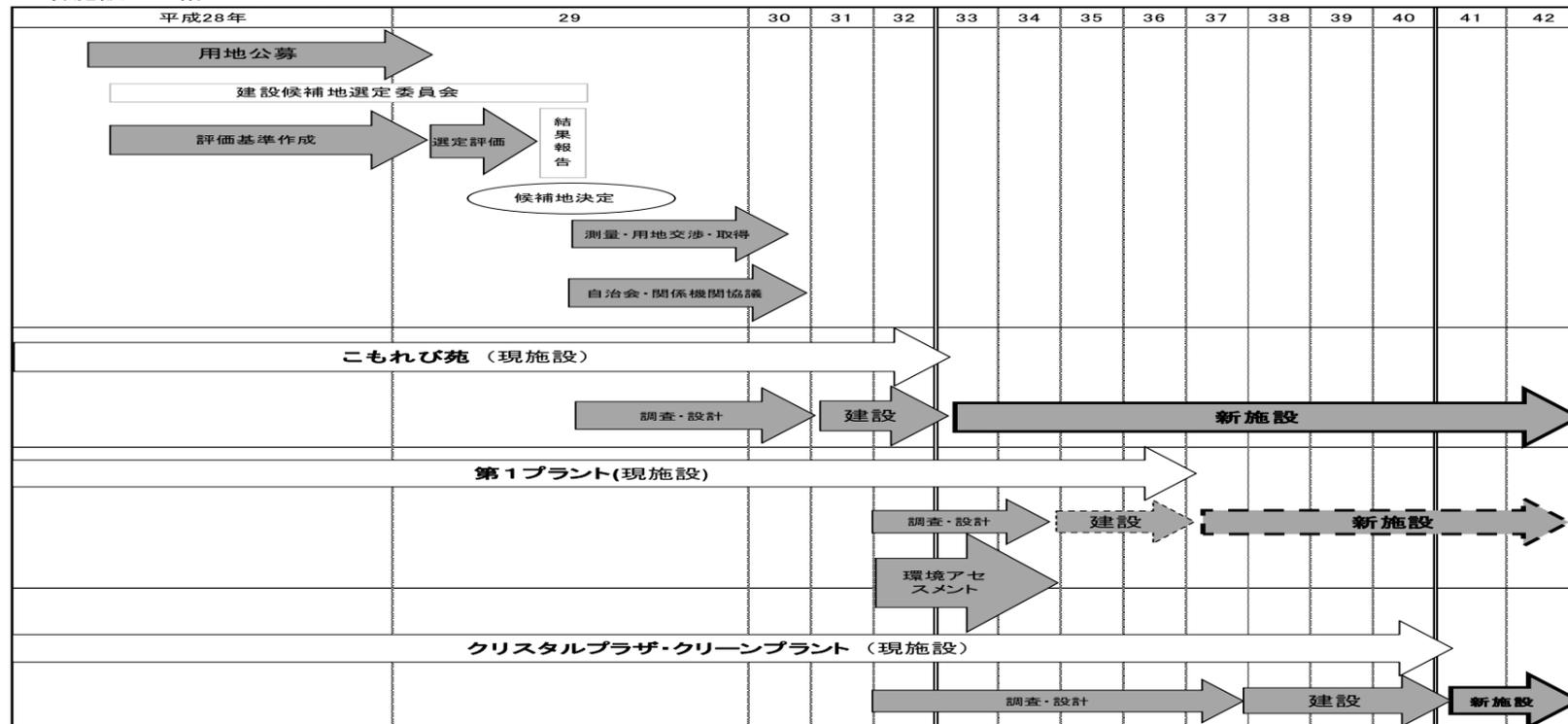
施設名称	クリスタルプラザ	クリーンプラント	伊香クリーンプラザ
所在地	長浜市八幡中山町	長浜市大依町	長浜市西浅井町沓掛
施設区分	ごみ焼却処理施設・リサイクル施設	不燃・粗大ごみ処理施設	ごみ焼却処理施設・破砕選別・資源化施設
竣工年月	平成11年3月	平成2年3月	平成9年3月
使用期限	平成41年3月	平成41年3月	—
稼働状況等	・地元自治会協定書：H31.3までに移転地確定。 ・毎年定期整備を実施、安定処理を維持している。	・毎年定期整備を実施、安定処理を維持している。	・焼却施設はH25.4からクリスタルプラザに、破砕施設はH28.4からクリーンプラントに統合。休止

施設名称	第1プラント	余呉一般廃棄物最終処分場	ウイングプラザ
所在地	長浜市湖北町海老江	長浜市余呉町中河内	米原市番場
施設区分	し尿処理施設	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場
竣工年月	昭和59年3月	昭和61年度	平成27年3月
使用期限	平成46年3月(更新条項有)	平成35年9月(賃借期間)	平成56年3月
稼働状況等	・下水道普及とし尿減少により、安定処理が困難な状況。 ・汚泥焼却設備の老朽化が著しい。	・埋立残余率41.9%(H27年度実績)	H27.4供用開始

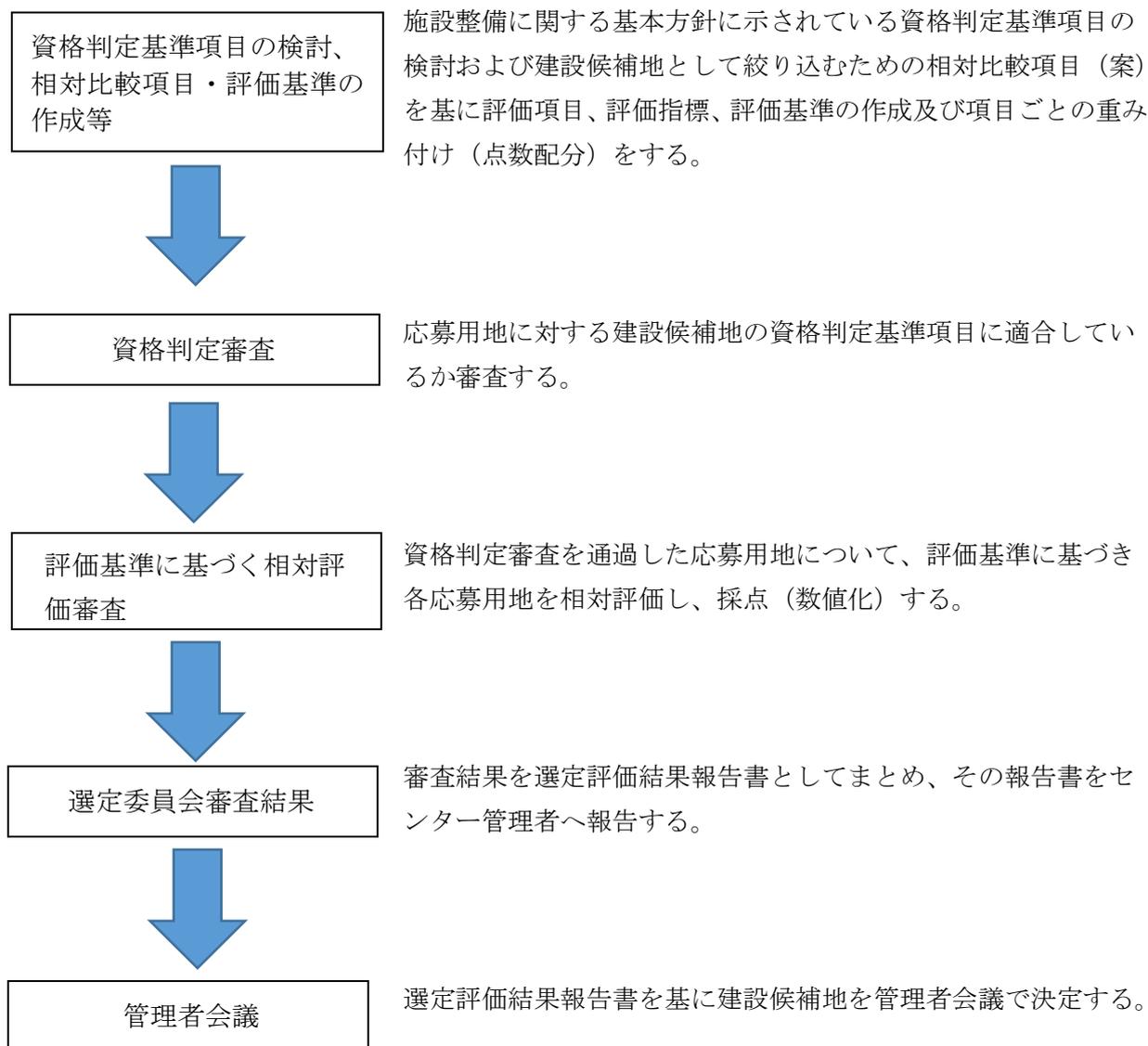
施設名称	こもれび苑	木之本斎苑	余呉斎苑	西浅井斎苑
所在地	長浜市下山田町	長浜市木之本町木之本	長浜市余呉町中之郷	長浜市西浅井町山門
施設区分	斎場			
竣工年月	昭和54年10月	平成15年12月	平成11年1月	昭和61年3月
使用期限	—	—	—	—
稼働状況等	【こもれび苑】 ・昭和56年改正の現行建築基準法(耐震基準)には合致しない。 ・機能調査により、火葬炉設備及び機械設備の一般的な耐用年数(約15年)を超過しており、経年劣化が多数認められる。 ・排ガス設備等公害防止設備が設置されていない。 ・火葬件数の将来増加に対して炉数が不足する。			

○クリスタルプラザ(焼却施設、リサイクル施設)は、地元協定書により、平成31年3月までに移転地確定、平成41年3月までに移転することが定められている。  
 ○クリーンプラント(不燃・粗大ごみ処理施設)は、地元覚書により、平成41年3月までに移転することが定められている。  
 ○こもれび苑(斎場)は、火葬棟、待合棟ともに老朽化が著しく、将来の火葬需要に対応するためにも、新たな施設の建設が急務である。  
 ○第1プラント(し尿処理施設)は、し尿量の減少による非効率な処理と、汚泥焼却設備の老朽化が問題であり、処理方式の見直しと汚泥再生施設への早期転換が必要である。

2. 各施設の整備スケジュール



## 建設候補地選定のスケジュール



## ※留意事項

応募用地の審査に関する委員会の非公開について

別添資料 NO. 3「会議の公開について」の基本方針②に基づき、応募用地の審査に関する委員会については、応募用地に関する住民への影響や、選定委員の客観的発言が妨げられるおそれがあり、委員会運営に支障を及ぼす懸念があるため、非公開とする。

## 委員の排斥と補充について

### ○排斥について

管理者は、選定委員会委員が建設用地として応募があった自治会（区）等の関係者となった場合は、その委員を解嘱することができる。

### （説明）

2号委員について、公平かつ厳正な選定評価を行っていただくため、応募のあった自治会（区）に委員が住所を有する場合及び委員が土地所有者として応募者となった場合、その時点で当該委員を解嘱することができる。